

日本思想史研究 第三十六号 別刷
二〇〇四（平成十六）年三月

近世王権論研究の新たな視座 — 文武論をてがかりとして —

大川 真

近世王権論研究の新たな視座——文武論をてがかりとして——

はじめに

大 川 真

(1) 大陸儒教の王権論と近世日本の王権構造との懸隔
將軍と天皇という、いわば二人の「君主」が存在する近世日本の王権構造は、近世日本の儒者にとって理解が困難な対象であった。例えば、前期水戸学者三宅観瀾（一六七四年～一七八年）は、「將軍」職の定義について次のように述べている。

其ノ官ハ則チ朝命ニ受ケ、其ノ位ハ則チ臣列ニ在リ。
而シテ凡ソ天下ノ土地財租ハ皆ナ自ラコレヲ有シ、守
ヲ置キ吏ヲ署シ、征伐生殺ヨリ廃立ノ大事ニ至マデ、
又皆自カラコレヲ専ラニス。周漢ヨリ宋元マデ君臣ノ
事蹟ニ未ダコノ類有ルヲ見ズ。（『將軍伝私議』、一七
〇九年成立¹⁾）

「將軍」は身分体系上は臣下でありながら、実際上は政治権限を全て掌握し、君主というべき存在である。「天皇」

と「將軍」との関係論は、観瀾に限らず、近世日本の儒家にとって困難な命題であった。大陸儒教の王権論は、皇帝（天子）を頂点とした一元的な身分的・政治的ヒエラルヒーを前提としている。大陸儒教の王権論に準拠しようとした儒者の目には、近世日本の王権構造は理解し得ない対象として映ったのである。

さらに大陸儒教の王権思想の根幹を為す天命説からしても、近世日本の王権構造は理解し得ない。天命説では、有徳の君子が天命を与えられて政権を掌握することができる²⁾と説明される。近世を通じて夥しく流布した通俗道徳書『心学五倫書』などに見られるように、近世日本では天の觀念が一定の浸透を見せていた³⁾。こうした時代状況に應ずるよう⁴⁾に、近世日本儒者の王権論では、とりわけ政權変遷史において天人相関思想が強く反映され、政權担当者が為政者

として相應の能力・資質を備え得ない時、天はその命を剥奪し、新たな治者へその命を下すという天命説を基調として政権交代が説明される。斯かる天命説に基づく当代観では、武家政権成立以降、天皇家は天命を喪失し、政治力を持ち得ない存在とされる。しかし天皇がその地位を維持している現実には天命説からは説明し得ない。一元的王権を前提とする本来の天命説を適用すれば、政権を保持し得ない嘗ての治者が、現在でも君主たる地位を保証されるという事態は考えられないからである。

大陸儒教の王権論と近世日本の王権構造との間には、懸隔が存在した。しかしこの懸隔が、日本の儒者に日本の王権構造を自覚的に認識することを促し、大陸儒教には見られない新たな王権論を生ぜしめたのである。

(2) 二元的王権論の発生

天皇家が天命を喪失した後もその地位を保持している理由として、天命説と異なる儒学思想を用いて説明する仕方が一つには挙げられる。積善余慶観や名分論⁽⁴⁾などを用いた説明がこれに相当する。こうした方法を取らずに、王権構造を定義しようとする言説がある。職分・家業論⁽⁶⁾によって、「朝廷」と「幕府」の権能を定義する言説である。例えば家康の名を借り近世で多大な影響力を持った政道書

『東照宮御遺訓』（及び附録）には武家と天皇・公家の家業の違いについて次のような言辭が見られる。

奢と云は家職を失ひ、武家は公家をまなび、出家百姓町人が武家をまなび、我が家職を非にみる者を、おこり者といふぞ。天子の御勤には、正月朔日の朝許より、月なみの御まつりごとあり、これ天子の御家職也。関白は天子を預り、政道正しく、人民のうれへなく治るを職とす。是文道なり。將軍は天下の悪逆を討て、道有をたすくるを職とす。是武道なり。

又曰、治国には武家の風公家風のごとく、柔弱になり武道を忘れ、ひとへに詩歌を専とし、我家業を廢する時は、家を亡す者也、此理をしらずして、近代にも西国大内、東国上杉今川など武を失ひ、公家のごとくに成て亡びし也、又天子には後鳥羽院後醍醐天皇、いはれざる戦ぶりし給ひ、御位を失ひ給ふ。

『東照宮御遺訓』（及び『附録』）には、武家に「武」、公家に「文」という形で家業・職掌を規定する萌芽が見られる。

「文武」という概念自体は、中国思想史においても見られる。有名な「文事有る者には必武備有り」という言葉は『史記』孔子世家の言葉である。しかしこの語は、治世に

おいて文事と武事の兼備を説くものであり、近世日本に見られる如く重層的な王権構造を規定する意味で用いられているわけではない。中国の王権論は、一人の「天子」の下に権力が一元化されていることを前提としているため、二元的王権論が発生する余地はないのである。

それに対して、文武論に基づき構成される近世日本の王権論は、いわば二元的王権論と云うべき性質を有している。文武論を基調とした王権論は、『東照宮御遺訓』などの政道書に見られるだけでなく、儒者の言説にも顕著に見られる。

一 熊沢蕃山の王権論

(1) 文武論による日本歴史像

近世前期の思想家熊沢蕃山（一六一九年～一六九一年）は、天皇の文化的権威を強調した思想家として注目されてきた。その際に引用されるのが次の言辭である。

もろこしよりも、日本をば君子国とほめたり。其故は、もろこしよりの外には、日本程礼樂の道正しく風流なる国は、東西南北になき事也。それは禁中をはします故にて候。〔集義和書〕卷七、二版本⁽¹⁾

斯かる「朝廷」の文化保持的役割を強調する言説は、文武

論を基調として成立しているのである。

蕃山は、日本歴史の展開について次のように説明する。⁽¹⁾ 神代には神道といひ、王代には王道といふ、其実は一なり。大道の世を行めぐる兩輪は文武にて候。仏法の輪なき以前、天神地神の御代、人王の初めには、大道行はれて人民至治の化をかうぶれり。〔集義外書〕卷一⁽²⁾

蕃山は、日本の歴史を展開させる重要な政治原理として「文武」という二つのファクターを挙げる。神代と王代では、天皇が文武を兼備するという形で「文武」が理想的に実現されていたと述べる。⁽³⁾

その後仏教が流布すると、天皇が「武」を失って武家の専制を招くこととなる。その結果、政体は、公家・武家の別に分かれ、天皇・公家が「文」、武家が「武」の「役」を担い、「文武」が分有される形となる。

仏法ひろまりてより後、王者は武の輪をかきて仏の輪を入、知仁勇の徳を失て王道おとろへたり。武なき文は真の文にあらざれば、終に天下を失ひ給へり。〔集義外書〕卷一⁽⁴⁾

中古より、公家は文道の役者、武家は武道の役者とわかれたり。〔集義外書〕卷六⁽⁵⁾

よき事に侍らん。(中略)たとへ世俗、達者に琵琶・琴をしらべ侍れども、爪音のけだかき所、公家には及侍らず。(中略) 樂広く成て、始て公家の公家たる位もしり侍ぬべし。〔『集義和書』卷十四、二版本に収録〕

蕃山が雅樂を重視したのは、その教化の特質にある。天地ノ律呂ヲウツシテ雅樂ヲ作り、正キ処ニイテ樂ミタマヘバ、下ミナコレニ化シテ雅樂ヲ好メリ。或ハ糸竹ノ調ヲモテアソビ、或ハウタヒマイナドスレドモ、雅樂ノ風ハ淡ニシテ甚面白キコトモナク、又アク事モナシ。是ニ深キ者ハ道徳ヲ助ケ、浅キ者モ不知不識真樂ニ遊テ風俗美ナリ。〔『集義和書』卷七、二版本に収録〕

理想的な雅樂を演奏すれば、「知らず識らず」教化されるという。雅樂の教化の特質とは、この「知らず識らず」の教化にある。さらに以下のようにも述べられる。

文王周公は国天下を治平し給へば、理学心法を述べ給べき時代にあらず。民はよらしむべし、知しむべからず。民徳治によりて不知不識心法を受用し、理にまどはず。孔子も時を得給はゞ、理も心法も説給へからず。時を得ず、天下道なき事久しければ、不得已して心理を説給へり。〔『易経小解』卷二〕

雅樂による「知らず識らず」の教化は、「理学」「心法」と

いった宋明学による「道なき時代」の教化とは異なり、古代中国の聖人によって行われた理想的な教化方法とされる。ここで注目されるのは、宋明学に対する蕃山の態度である。

蕃山は朱熹・王陽明の学それぞれに対しては、両者ともその時代の弊害に対決した点で共通し、どちらも社会的有用性があつたとして評価する。

又朱・王とても各別にあらず。朱子は時の弊をたむべきがために、理を窮め惑を弁の上にも重し。自反慎独の功なきにあらず。王子も時の弊によつて自反慎独の功に重し。窮理の学なきにもあらず。〔『集義和書』

卷八〕

しかし、日本の儒者がそれを受容した際には、学派争いが生じ、日本の朱子学者・陽明学者共に、本質を見失い、些末な「法」(形式)に拘泥する格法主義が生じてしまうと厳しく批判する。

近比日本の水土により、山沢草木人物の情と勢とをみれば、易簡の善ならではあまねからず。長久ならざる道理あり。(中略)今の儒学の様子にては、朱学も王学も、治道の助とはなり侍らじ。国君世主少し用ひ給はゞ、少し害有べし。大に用ひ給はゞ大に害有べし。

王学の者朱学を格法とて難し侍れ共、心学者ともに多

くは格法にまとはれたる体なり。(『集義外書』卷十六)⁽²⁸⁾

繁縟な宋明学的礼法とは異なる「易簡」な教化が求められる。ここに蕃山が雅楽による教化を重視した理由がある。

ところで、中国思想史において雅楽は人間の内なる心情と感応し、社会秩序に重要な役割を果たすとされ、文人社会において発展をみた。雅楽は、文人官僚や宮中の楽人によって担われる。これに対し蕃山の雅楽観は特殊である。蕃山は、理想的雅楽が日本にしか存在しないと認識している。

もろこしの人は、音楽に達者なるゆへ、代々に作りかへて本を失ひ、我朝の楽人は作り改る事成がたき故に、むかしの伝のまゝをまもりて不失ゆへに、古楽は日本にのみ残れり。後世もろこしに明王出たまはゞ、日本に來て古樂を学ぶべき也。(『集義外書』卷十五 雅楽解)⁽³⁰⁾

蕃山によれば、秦人が始皇帝の悪政を避けて渡來した結果、日本に古樂(雅樂)が伝わり、その後、中国には雅樂が絶え日本にしか残存していないという。

理想的な雅楽は日本にしか残存していないと認識されるが、その日本のなかで雅楽を保持しているのが、先ほど掲げたように、朝廷なのである。蕃山は実際に親密な交流のあった戴嗣章などの公家を理想的な雅樂の担い手として考

え、次のように述べる。

箏にはふりと云事あり。書にも記す事あたはず、口伝にもならず。たゞよき人の所作を見て知、聞て知者也。

今の戴嗣章卿・亜相卿のすがゝきのふり、目にふれ爪音耳にとまりておはすらん。幼少より器用にも見えたり。今は四十余にもあらん。此人おはする内におこさばおこさるべし。(『孝経外伝或問』)⁽³¹⁾

近世以降では家元制により、特定の堂上公家が特定の樂器の師家として固定されるようになり、また地下でも三方樂所が確立されることによって、雅樂の担い手は朝廷内に限定されていった。こうした事実には蕃山の雅樂観は基づいていよう。さらに雅樂の担い手が限定される要因として、雅樂の性質を挙げられる。蕃山によれば、雅樂は、「ふり」という身体所作によって伝承されていくものであり、文字化できるものではない。中国では、宋代に朱熹や門人の蔡元定⁽³²⁾によって古樂復興がなされ、その成果は『律呂新書』として刊行され、雅樂の理論が文字化される。それに対し、蕃山の雅樂観では、雅樂が本質的に文字化できないものと考えられ、担い手が朝廷の公家に限定されている。將軍による王権の一元化が不可能と考えられ、二元的王権構造が蕃山から提示される理由として、以上のような雅樂観をふまえる必要がある。

三 新井白石の王権論

(1) 二元的王権論

蕃山や大弐の天皇觀の特質として、文武論を政体論の根幹原理として成立することを先に述べた。両者は、天皇の文化的權威を強調した思想家として知られるが、文武論による政体論は、將軍権力の強化を図った思想家にも見られる。その典型として正徳の治の推進者である新井白石（一六五七年—一七二五年）を挙げることができる。その詳細は既に旧稿で論じているので、資料等の引用は極力省き、要点のみを述べることとする。

白石は、武家は「武職」を職掌とし、公家は「文事」を家業とするという二元的な政体觀を理想とする。こうした「文」（公家）・「武」（武家）を別にした二元的任官制度の具体的施策として提唱したのが、武家勲階制である。白石の提唱した武家勲階制は、「朝廷」を源泉とする官位制から武家の叙任を分離することに狙いがあった。その結果、武家と公家が位階をめぐって互いを侵犯することがないと考えたのである。武家勲階制は、「神祖」家康が禁中並公家諸法度第七条の「武家之官位者、可レ為ニ公家当官之外ニ事」という条文で示した武家の官位制度の方向性を敷衍し「神慮」に適うと主張される。

また「將軍」の対外的呼称を改めた国王復号に関する所説でも同様に白石の二元的王権論が看取できる。白石は、「国王」（將軍）と「天皇」とは、威令や国政の実行、軍事権の掌握によって区分されると考えた。「国王」号は、国政及び軍事権（征伐）を完全に掌握する統治者の呼称であるが、王権のもう一つの権能である「礼楽」に関してはそれが掌握するとして提示されていない。朝鮮通信使との筆談で示されているが、白石は、宮廷儀礼や雅楽などの「礼楽」に関しては、「天皇」がその源泉的地位にあると白石は考えた。白石は、天命が徳川政権に授与されたと考えていた。しかしながら天命の授与が、ただちに王権の一元化に結びつくわけではないことに注意する必要がある。⁴⁹この点に関しては、蕃山や大弐の王権論と同様である。

(2) 徳川政権の正当化

それでは、蕃山や大弐のように天皇の文化的權威を強調する思想家と、徳川政権の正当化を図った白石との差異は何処に存するのであろうか。

蕃山や大弐は、徳川政権が野卑であり「礼楽」を制作するに程遠いと否定的に捉えていたのに対し、白石は、徳川政権が「武家ノ旧儀」（源頼朝政権の前例）に基づき官位（武家勲階制の提唱）や装束などの礼式を改めることによ

り、理想的な治世を実現できる可能性を考えていた。

サラバ当家ニオキテ武家ノ旧儀ニヨリテ、万代ノ礼式ヲ議定アルベキハ、マコト二百年ノ今日ヲ以テ、其期也トハ申スベシ。(『武家官位装束考』⁵⁰)

ここで述べられる「礼式」とは、「武家ノ旧儀」を基にした武家儀礼であり、具体的には官位や装束の改善が説かれる。したがって儒教において社会秩序の形成や風俗教化に重要な役割を果たすとされる宮廷儀礼や雅楽などの「礼楽」(絶対君主が兼備する王権の権能の一つ)⁵¹とはその内実を異にすることに留意する必要がある。徳川王権の絶対化を志向するわけではないが、武家の職掌を重んじ、武家儀礼を改正することにより、武士の風儀が改善されると考えていた点は蕃山・大武の徳川政権観と逕庭がある。

また、蕃山や大武が、「武」による徳川政権の統治方式を批判したのに対し、白石は「武」による統治方式を武家の本来の職掌に適ったものとして評価している。

島津に贈り北条に贈られし書、皆々勅旨のよしを称せらる。まつたくこれ天子を挟むで令するの事にてあり。されど、此時、誰かは天子の令をつつしむ事をしるべき。その故に島津も北条もさらに其旨には応ぜられなき。おもふに鬼面を粧ふて小児を驚することくにて、今はた、これをおもふに、かたはらいたき事共なり。いか

で我神祖の神武をもて天下を服し給ひしにおよぶべき。

(『読史余論』⁵³)

既に諸大名を屈服させる程の権力を喪失した天皇の「名」を借りて、全国支配を構築しようとした秀吉の支配方式を白石は批判する。それに対し、天皇の「名」を借りず、武家の実質に相応しく武力によって全国支配を可能にした「神祖」家康の支配方式を白石は高く評価する。白石は、儒家の正名思想を典拠にし「名実」一致を著作の至る所で主張するが、武家の職掌である「武」による統治を「名実」共に為し得た政権として、徳川政権の統治を正当化するのである。

おわりに——本稿の小括

本稿は、將軍と天皇という、いわば二人の「君主」が存在する王権構造に対し、儒者がどう対峙したのか考察した。伝統的な儒家の王権論である天命説は一元的王権を前提にしているため、天命説に拠っても近世日本の王権構造は理解できない。斯かる王権構造に適応したのが文武論である。文武論は、天皇が「文」を、將軍が「武」を、それぞれ保持することで王権が成立するという二元的王権論である。

この文武論に基づき構成される二元的王権論は、天皇の権

- (13) 「むかしは公家武家と云名なし。天子文武の徳業を受用し給ひ、山野の田獵などをもし給へり。」〔孝経外伝或問〕一之下、元禄三（一六九〇）年迄成立、『増訂蕃山全集』第三冊 九〇頁。）
- (14) 『増訂蕃山全集』第二冊、二二頁。
- (15) 『増訂蕃山全集』第二冊、一〇一頁。
- (16) 『増訂蕃山全集』第五冊、二二五頁。
- (17) 『増訂蕃山全集』第二冊、二二頁。
- (18) 貞享三（一六八六）年頃成立、『増訂蕃山全集』第四冊、三二頁。
- (19) 『日本思想大系 熊沢蕃山』、一五四頁。
- (20) 成立年不明、『増訂蕃山全集』第二冊、四五〇頁。
- (21) 『日本思想大系 熊沢蕃山』、一五三頁。
- (22) 蕃山の雅楽観に関する論放は数少ない。八木正一「熊沢蕃山の音楽観とその教育思想」〔『音楽教育学』六号、一九七六年〕。小沢栄一注(11)の著第三章第三節「蕃山の文化観」の「雅楽観」。宮崎道生「熊沢蕃山と京都の縉紳および門人たち―蕃山学進展との関連において」〔『国学院大学紀要』一二号、一九八一年。後「熊沢蕃山の研究」に収録、思文閣出版、一九九〇年〕。
- (23) 延宝四（一六七六）年成立、『増訂蕃山全集』第三冊、三五頁。
- (24) 『日本思想大系 熊沢蕃山』、二七六―二七七頁。
- (25) 『日本思想大系 熊沢蕃山』、一一一頁。
- (26) 元禄四（一六九二）年成立、『増訂蕃山全集』第四冊、三四頁。
- (27) 『日本思想大系 熊沢蕃山』、一四一頁。
- (28) 『増訂蕃山全集』第二冊、二八二―二八三頁。
- (29) 『礼記』楽記に体系化された儒教の雅楽観が見られる。
- (30) 『増訂蕃山全集』第二冊、二五三頁。
- (31) 「秦の代に初めてもろこし人、日本に來れり。中国にて名人の聞えある人は、大方渡れり。始皇が悪政をさけたるなり。故に日本の声を見て、応ずるやうになをして教へたるなるべし。これ困俗に應じたるものならん。」〔『集義外書』卷十五 雅楽解、『増訂蕃山全集』第二冊、二五八頁。〕
- (32) 程朱学でも唐代を境に古楽が廢れたという認識がある。程伊川
先王之学必須三律以考其声。今律既不_レ可_レ求。人耳又不_レ可_レ全信。正惟此為_レ難。〔『二程全書』卷十六、伊川先生語一〕。
朱熹
今之士大夫問以三五音十二律、無不能曉者。要_レ之當下立一樂学_レ使_レ士大夫習_レ。久後必有_レ精通者出。〔『朱子語類』卷六十二、第五十四條、黃升卿錄。〕
自_レ唐以前樂律尚有_レ制度可_レ考。唐以後都無_レ可_レ考。〔『朱子語類』卷六十二、第三十三條、楊道夫錄〕
今之樂皆胡樂也。雖_レ古之鄭衛亦不_レ可_レ見矣。今関鹿鳴等詩亦有_レ三人播_レ之歌曲。然聽_レ之与_レ俗樂無_レ異。不_レ知_レ古樂如何。〔『朱子語類』卷六十二、第四十九條、万人傑錄。〕
- (33) 蕃山と公家との交流の様子は、宮崎道生氏の論放注(22)に

詳しい。

- (34) 『増訂著山全集』第三冊、一四四頁。
- (35) 西山松之助『家元の研究』(吉川弘文館、一九八二年)。
- (36) 西山松之助の著作(前注)。小川朝子「楽人」(横田冬彦編『近世の身分的周縁』二所収、吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (37) 蔡元定の音楽論は、小島毅「宋代の音楽論」(『東京大学東洋文化研究所紀要』一〇九号、一九八九年)が詳細に論じている。
- (38) 『日本思想大系 近世政道論』中の高野澄氏による『柳子新論』解題。また、学統から言えば、崎門派の加賀美桜場や春台門下の五味釜川に師事し(飯塚重威『山県大式正伝』、三井出版、一九四三年)、崎門派の正統論と護園派の礼楽論の影響が色濃く見られる。しかしながら従来の研究は、大式の王権論の基幹をなす文武論に関して十分な注意を払っていなかった。
- (39) 「歴史意識の『古層』」(『日本の思想』六、筑摩書房、一九七二年)。後「忠誠と反逆」(筑摩書房、一九九二年)に所収。
- (40) 玉懸博之注(4)の論攷。渡辺浩『近世日本社会と宋学』一八四〜一八五頁(東京大学出版会、一九八五年)。
- (41) 宝暦九(一七五九)年成立。『日本思想大系 近世政道論』(岩波書店、一九七六年)、三九二頁。
- (42) 同前。
- (43) 同前、四〇〇頁。
- (44) 同前、三九三頁。
- (45) 宝暦十三(一七六三)年成立。底本は、甲陽図書刊行会本(一九一四年)に拠った。
- (46) 同前。
- (47) 白石の関する近年の研究では、白石が徳川政権が王権の一元化を図ったとする見解が主流をなしている。例えば、ケイト・W・ナカイ氏は、白石が、天皇家と将軍家にそれぞれ分有されていた「礼楽」、「征伐」という王権の権能を、将軍に兼備されることによって、名実共に真の王者たらしめんとしたと論じている(Shogunal Politics: Arai Hakuseki and the Premises of Tokugawa Rule, Council on East Asian Studies, Harvard University, 1988)。後、邦訳が『新井白石の政治戦略 儒学と史論』(平石直昭他訳、東京大学出版会、二〇〇一年)として刊行、「礼楽」・「征伐」の再統一―新井白石の將軍権力再構築構想とその挫折の意味するもの」(『季刊日本思想史』三二号、一九八八年)、「徳川朝幕関係の再編―新井白石の幕府王権論をめぐって―」(『日本思想史学』二七号、一九九五年)。
- (48) 「新井白石の国家構想―国王復号・武家勲階制の検討を通じて―」(『日本思想史学』三十四号、二〇〇二年)。
- (49) 尾藤正英氏は、徳川政権に天命の授与を認めていることから、天皇家から将軍家への易姓革命の構図を白石は描出しようとしていたと論じている(「日本における歴史意識の発展」、岩波講座『日本歴史』別巻一、一九六三年。「新井白石の歴史思想」(『日本思想大系 新井白石』、岩波書店、一九七五年)。しかし本稿で論じたように、天命の授与がそのまま徳川政権の絶対王権化と直結するわけではない。
- (50) 『新井白石全集』第六巻、四七八〜四七九頁。『武家官位装束

考』という書名は、国書刊行会が全集編纂の際に命名したものである。成立は宝永七年（一七一〇）頃か。

(51) 「移レ風易レ俗、莫レ善ニ於楽。安レ上治レ民、莫レ善ニ於礼」(『孝経』広要道章)。

(52) 「天子」(絶対君主)が兼備すべき権能の一つである「礼楽」は、先ほど見てきたように、天皇家が保持するものとして白石は考えていた。

(53) 『日本思想大系 新井白石』、四二八頁。

(54) 白石の思想に正名思想の影響が強く見られることは、尾藤正英注(49)の論攷や本郷隆盛「新井白石の政治思想と世界像―日本の習俗への挑戦―」(『宮城教育大学紀要』第三一巻第一分冊、一九九六年)が既に指摘している。

